

< 巻頭言 >

大規模災害に備えた公衆衛生対策のあり方

橋とも子

国立保健医療科学院健康危機管理研究部上席主任研究官

Public health preparedness for disaster

Tomoko TACHIBANA

Chief Senior Researcher, Department of Health Crisis Management, National Institute of Public Health

東日本大震災は、阪神淡路大震災を想定して構築されてきたわが国の災害対策を根幹から揺るがすこととなった。特に、地域住民を災害から保護する役割を担う市町村（基礎自治体）がその機能を失うことは、災害対策基本法の中でも想定されておらず、結果として、支援を必要とする地域に適切な支援が入らず、情報が集中する地域に支援が集中するという支援のミスマッチが生じることとなった。このような事態に対応していく上で、災害発生直後より効率的に公衆衛生情報を収集し、集められた情報を的確かつ迅速に評価することで、適切な人的、物的資源を配分することが、緊急時の公衆衛生対策に求められている。また、東日本大震災の特徴として、避難生活の長期化が指摘されている。避難生活の長期化は、障害者をはじめ高齢者、妊産婦、乳児という災害弱者への身体的、精神的負担を強いるとともに、生活習慣病の悪化を招く等、更なる医療需要を生み出すこととなった。

今日、来るべき大規模災害に向けて、各自治体では対策が進められているが、平時にできないことを有事において行うことは難しい。その意味で、地域保健を担う保健所においては、平時における組織をいかに効率的に有事の体制に移行させるか、災害時に不足する人的資源を補うためにはいかなる法的課題が存在し、いかなる解決手段が考えられるか、地域の公衆衛生活動の中核を形成する保健師はいかに行動すべきか、また、円滑に医薬品、衛生資材等を被災地域に供給させるためにはいかなる備蓄・供給体制を構築すべきかについて理解する必要がある。とりわけ、大規模災害時には、保健、医療さらには福祉に関する情報を集めることの重要性が認識されてきたところであるが、避難所活動、救護活動から得られる情報を、保健サイドのみで収集することは、人的、技術的にも限界がある。この問題を解決する手段として、保健行政と医療者側の役割分担と連携、各々をつなぐ情報ネットワークの構築が重要であると考えている。

本特集においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時における公衆衛生対策をどのように構築していくか、関係する分野の第一人者に様々な視点から分析をしていただいた。災害対策基本法、災害救助法が改正され、ようやく本格的な対策が組まれて行くこの時期に特集号を発刊できることは、大きな喜びであり、執筆の労をとっていただいた著者の皆様方に心より感謝申し上げます。